

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示

身体障害者福祉法による医師の指定

目 次

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

結核予防法による医療機関の指定

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業の認可(十一件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了

◇ 教 委 告 示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
整形外科	延々規夫	八頭郡智頭町大字智頭一八七五番地 国民健康保険智頭病院
小児科	飛田節男	日野郡溝口町溝口四二四番地 飛田医院

鳥取県告示第十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安達 医院	米子市両三柳二〇四八	昭和五十三年十二月二十四日
吹野小児科 内科 医院	米子市米原五七一―二	昭和五十三年十二月十五日
鳥取県立厚生病院	倉吉市下田中三四三	昭和五十三年十二月二十日
稲 賀 医 院	境港市上道町九二六	昭和五十三年十二月二十九日
三朝町国民健康 保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨 一六八	昭和五十三年十二月二十五日
大山町国民健康保 険大山寺診療所	西伯郡大山町大山 字上野原一四五―三	昭和五十三年十二月二十一日
百村眼科 医院	鳥取市末広温泉町二二― 誠ビル内	昭和五十四年一月一日
西 本 医 院	八頭郡船岡町大字見規中 一五三―一〇	"
清水 齒科 医院	鳥取市賀露町一〇五八	"
今田齒科岩倉医院	鳥取市岩倉上樋掛 四五二―七	"
安田 齒科 医院	米子市朝日町五	"
明石齒科診療所	西伯郡名和町御来屋 字西大草松一三三―四	"
秋山 齒科 医院	鳥取市瓦町七〇―一	昭和五十三年十一月二十七日
圓道 齒科 医院	米子市東町九二	昭和五十三年十二月一日
ト―ゴ―薬局	東伯郡東郷町旭 四〇〇―三	昭和五十三年十二月十五日

鳥取県告示第十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
秋山齒科医院	鳥取市瓦町七〇―一	昭和五十三年十一月二十七日
圓道齒科医院	米子市東町九二	昭和五十三年十一月一日
ト―ゴ―薬局	東伯郡東郷町旭四〇〇―三	昭和五十三年十二月十五日

鳥取県告示第十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
秋山歯科医院	鳥取市瓦町七〇一	全国	昭和五十三年十一月二十七日
圓道歯科医院	米子市東町九二	"	昭和五十三年十二月一日
トーゴー薬局	東伯郡東郷町旭 四〇〇一三	"	昭和五十三年十二月十五日

鳥取県告示第十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十三年十二月一日	倉元内科医院	境港市外江町一七三三の一

鳥取県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
米子市富益町字新開八 一一二の一三
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡気高町大字浜村字西浜七八二の一、七八二の二、七八三の一三
三、七八三の一三四、七八三の二四三、七八三の七一一、七八三の七一四、七八三の七一八、七八三の七五四から七八三の七五七まで、七八三の七六二から七八三の七六四まで、七八三の九八〇、七八三の九八二、七八三の九八三、七八三の一〇九（以上十八筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名和町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 松本守章 西伯郡名和町大字東坪八三四

西吉虎太 豊成二六〇六

近藤睦明 九二五の一

林原德行 倉谷五八一

河村七郎 小竹一二九七の六

美甘和幸 門前一一三五

高虫寛 茶畑一三一の二

林原勲 加茂二〇

影山宏明 門前九八八

真島武男 御来屋一二

清水伝一 高田二五七一

権田繁次郎 茶畑七九の五

遠藤宣雄 門前八二

斉藤駿一郎 高田六一四

金松正雄 御来屋一五七の一〇

任期満了により退任

名和町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 松本守章 西伯郡名和町大字東坪八三四

西吉虎太 豊成二六〇六

近藤睦明 九二五の一

林原德行 倉谷五八一

河村七郎 小竹一二九七の六

美甘和幸 門前一一三五

高虫寛 茶畑一三一の二

林原勲 加茂二〇

影山宏明 門前九八八

真島武男 御来屋一二

清水伝一 高田二五七一

権田繁次郎 茶畑七九の五

遠藤宣雄 門前八二

斉藤駿一郎 高田六一四

金松正雄 御来屋一五七の一〇

昭和五十三年三月二十九日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十三年四月六日就任 任期四年

天神野土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷本国治 倉吉市鴨河内一九四五の六八

昭和五十三年十二月一日天神野土地改良区職員となつたので、土地改良法第二十条により同日退任

鳥取県告示第二十号

昭和五十三年九月二十日付けで八頭郡用瀬町赤波六三八ノ一西村司郎ほか八人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（光吉地区農業用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十二号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（岩本地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福岡地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（間賀地区農業用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（間地地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十六号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（笠見地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十七号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（赤碓（大父）地区農業用排水）

事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十八号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（赤碓（別所）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十九号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（大屋地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（真鹿野地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（池田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十二号

昭和五十三年七月二十日付けで北条町から申請のあつた土地改良（大野地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

昭和五十三年十一月二十五日付けで赤碓町から申請のあつた赤碓地区別所工区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

昭和五十三年十二月四日付けで三朝町から申請のあつた吉尾地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（一等水準測量）

二 作業地域

米子市、岸本町、溝口町、江府町及び日野町

三 終了年月日

昭和五十三年十二月二十日

鳥取県告示第三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年六月二十九日 鳥取県指令受都計第二百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字前川東元荒神

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四六一 黒見 喬

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年一月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十四年一月十二日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 公立学校教職員の懲戒処分について

2 その他